

社会福祉法人友々苑 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人友々苑（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、定款に基づき置かれる理事・監事および評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費を言い、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- 2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、所定労働時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 理事長の報酬月額は、別表2に定める額とする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 6 理事長の退任に際し、別表4に定める退職金を支給する。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

（費用弁償）

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

〔役員報酬規程〕

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張時の出張手当として、1日20,000円以内、半日（4時間以内）10,000円内とする。但し、会議費や宿泊費等に昼食の経費を含むときは500円を減額し、また夕食の経費を含むときは2,000円を減額して支給する

（支給の方法）

第6条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、翌月15日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

（支給の形態）

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（改訂）

第8条 この規程は、評議員会の議決を経て改定する。

付則

1. 平成15年10月11日に制定し、平成15年10月11日から施行する。
2. 第3条第2項は、平成18年5月7日に改訂し、平成18年5月1日に遡り施行する。
3. 平成27年3月26日に改訂し、平成27年4月1日より施行する。
4. 令和2年3月30日に改定し、令和3年3月30日より施行する。

以上